

高齢万引き被疑者に対する処分のあり方・再犯防止について

首都大学東京・都市教養学部法学系

星 周一郎

- ◆ 1. 高齢者万引きの「類型」
- ◆ 2. 認知症型万引きへの対応
- ◆ 3. 生活困窮型万引きへの対応
- ◆ 4. スリル探求・ゲーム型万引きへの対応
- ◆ 5. 刑事法的対応と犯罪防止策

1. 高齢者万引きの「類型」

- ◆ ①認知症型

≡心理・身体的要因

- ◆ ②生活困窮型

≡経済的要因・社会的要因

- ◆ ③スリル探求・ゲーム型

≡社会的要因・心理・身体的要因

2. 認知症型万引きへの対応

- ◆ 主に心理・身体的要因に基づく常習的窃盗
- ◆ 「責任非難」ではなく「治療」の対応の重要性
- ◆ 親族等近親者の支援も重要

←過度に依拠した「システム」は破綻

2. 認知症型万引きへの対応

- ◆ 「地域包括ケアシステム」での対応可能性

- ① 「発見」段階—店舗対策

- 声かけ等による対応

- 認証機能を用いた防犯カメラでの対応

- ② 「対応」段階—関係機関でのマニュアル

- ③ 「治療」段階—医療へ繋ぐルート

- ◆ 社会復帰調整官 + 警察のコーディネート

2. 認知症型万引きへの対応

- ◆「地域包括支援センター」
- ◆「治療的司法」

3. 生活困窮型万引きへの対応

- ◆ 主に経済的要因・社会的要因に基づく窃盗
- ◆ ①刑事処分的要素

cf. 少年法におけるパレンス・パトリエ

高齢者は一定の規範意識を有しているはず
「刑事司法で対応する」

現実には、微罪処分・起訴猶予処分だが...

3. 生活困窮型万引きへの対応

- ◆ ②犯罪防止要因(1)ー生活支援
「精神面への働きかけ」の困難性
 - * 刑事処分は「世論の理解」の一側面
生活支援(福祉的枠組み)につなぐ
- ◆ ③犯罪防止要因(2)ー犯罪機会の減少
 - ソフト面:生活困窮者支援のさらなる充実
 - ハード面:店頭における犯罪の防止策

4. スリル探求・ゲーム型万引きへの対応

- ◆ 窃盗は経済的困窮を動機とする者少ない
- ◆ 「クレプトマニア」？

万引きは非常に成功率の高いギャンブル
嗜癖性が高い

成功体験繰り返し常習化すると病的習慣

(竹村道夫・赤城高原ホスピタル)

4. スリル探求・ゲーム型万引きへの対応

◆ クレプトマニアに「至らない段階」

ex. 「万引きは唯一の憂さ晴らし」

—安価な商品しか狙わない

①自分なりに罪悪感を和らげる

②大した金額でなければ大丈夫

(86歳女性・新郷由紀『老人たちの裏社会』)

4. スリル探求・ゲーム型万引きへの対応

- ◆ 病的な習慣となる前の対応の必要性
←→「心を開いてくれる高齢者はごく少数」
社会ルールを守ることへの無意味さ
加齢は犯罪を抑止する壁にならない
(松井創・弁護士)
- ◆ 「万引きしやすい環境」の改善

5. 刑事法的対応と犯罪防止策

◆ 「刑罰」とは何か

応報刑論

目的刑論 ①一般予防論

②特別予防論

* 高齢者については②がより困難

* 少年では、保護処分により②達成

5. 刑事法的対応と犯罪防止策

◆ 刑事手続以外の手続の必要性？

刑罰の「感銘力」は、なお期待しうる
「公的応報」としての「科刑」

* 「介護疲れ殺人」

不起訴処分

起訴事案は、ほぼ「懲役3年執行猶予5年」

←老老介護の果ての88歳夫に再犯可能性？

5. 刑事法的対応と犯罪防止策

◆ 事後的な対応と刑事手続・刑罰

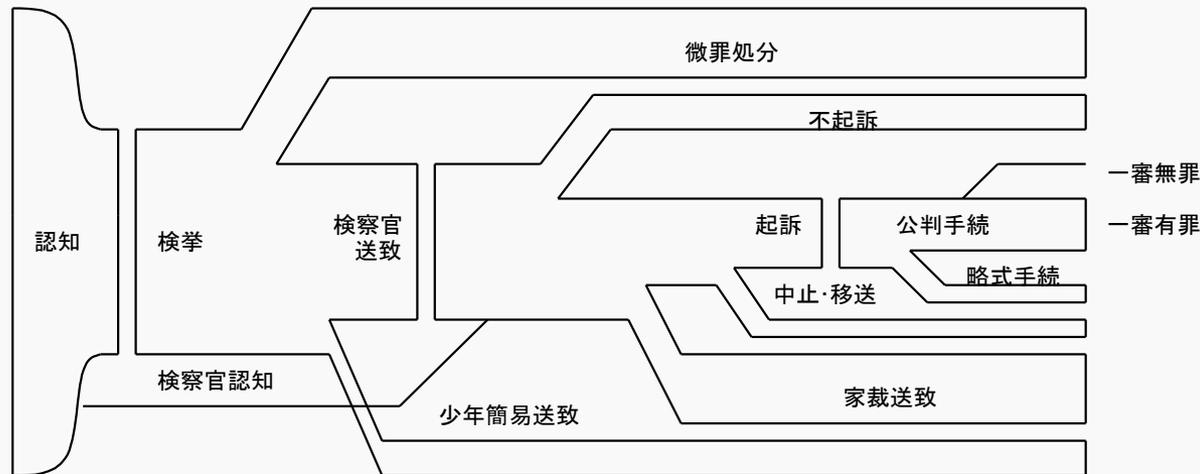
万引き等の店頭犯罪は相対的に「軽微」

ただし、常習的なもの等は「刑事処分」

5. 刑事法的対応と犯罪防止策

◆ ダイバージョン → 分離させた後の対応

2014（平成26）年の犯罪処理状況（交通業過を除く）



認知件数：1,212,163 件
 検察官送致：161,180 人
 検察官認知：3,919 人
 中止・移送：31,366 人
 略式手続：23,127 人

検挙件数：370,568 件
 微罪処分：73,894 人
 起訴：77,405 人
 家裁送致：55,361 人
 一審有罪：37,248 人

検挙人員：251,115 人
 少年簡易送致：16,221 人
 不起訴：123,887 人
 公判手続：54,273 人
 一審無罪：85 人

5. 刑事法的対応と犯罪防止策

- ◆ 事前的な対応・犯罪防止策
 - 高齢犯罪者への「働きかけ」は概して困難
 - 犯罪の「予兆」を早期に把握
 - 犯罪をさせないこと
- ◆ 店舗側対策
 - 防犯カメラシステムの高機能化
- ◆ 情報共有の必要性
 - 「守秘義務」「個人情報保護法」への「懸念」

5. 刑事法的対応と犯罪防止策

◆ ＊児童虐待防止（高齢者虐待防止）

関係機関連携—要保護児童対策地域協議会
情報共有を促す仕組み

「児童虐待の防止等のための医療機関と
の連携強化に関する留意事項について」

（平成24年厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長）

児童虐待防止法13条の4

5. 刑事法的対応と犯罪防止策

◆ 児童虐待防止法13条の4

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

5. 刑事法的対応と犯罪防止策

- ◆ 「生命・身体等保護事案」と「財産保護事案」
 - ◆ 「高齢者の軽微な財産犯だから大目に見る」
 - * 「割れ窓理論」
 - ◆ 「悪いことは悪い」—事後的対応は困難
 - ◆ 高齢者の「居場所」等の確保
 - * 「高齢者サポートセンター」
- ①関係機関の認識共有・②情報共有

6. まとめ

- ◆ 「事後的対応」と「事前対応」
- ◆ 「事後的対応の困難さ」
 - cf. 少年事件との質的相違
- ◆ 「事前対応の必要性」
 - * 被害者としての高齢者
 - 加害者としての高齢者
- ◆ 孤立化の防止高齢者の「居場所」等の確保